

## 週休2日確保工事試行要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取り組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) 週休2日確保工事

対象期間において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所とし、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

#### (2) 週休2日

##### 1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

##### 2) 月単位

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

##### 3) 通期

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

#### (3) 対象期間

現場着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

#### (4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、松山市が発注するすべての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事等）
- (2) 現場での実作業日数が5日未満の工事
- (3) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

### (発注方式)

第4条 対象工事は、発注時に通期の週休2日確保工事に取り組むことを指定し、設計図書に「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書」を添付し明示するものとする。

- 2 契約後、受注者は発注者に希望を届け出ることにより、取り組みを週単位または月単位の週休2日確保工事に変更することができる。ただし、週単位の週休2日確保工事について、港湾工事（第6条第2項に規定する港湾工事をいう。）は対象外とする。

### (実施方法)

第5条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、現場着手日までに第4条第2項による取り組み変更実施の有無について、工事打合簿で監督員に通知しなければならない。

- 2 受注者は、工事途中で工事打合簿に理由を記載し通知することで週休2日の取り組みを次のとおり変更することができる。
  - (1) 週単位の週休2日確保工事は、月単位または通期の週休2日確保工事に変更することができる。
  - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。
- 3 受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、現場着手日までに月間現場閉所（計画・報告）書（様式1）を監督員に提出し確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、原則として毎月末に月間現場閉所（計画・報告）書（様式1）を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
- 5 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- 6 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を明示するものとする。
- 7 通期の週休2日確保工事を実施した受注者は、現場作業がすべて完了した後、速やかに週休2日確保工事履行報告書（様式2）を監督員に提出する。
- 8 受注者は、天候や緊急対応等による現場閉所日の振替をすることができる。
- 9 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- 10 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。
- 11 受注者は、工事日報やKY活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

### (費用の計上)

第6条 週単位または月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した工事については、受注者の取り組み状況に応じ、第2項及び第3項で定める費用の補正を行い、最終変更契約時に当該補正分の増額を行う。

- 2 直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。
  - (1) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表、水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）においては、別表1土木工事等の補正係数を乗じる。
  - (2) 港湾土木請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）においては、別表2港湾工事の補正係数を乗じる。
  - (3) 土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。）においては、別表3農業土木工事の補正係数を乗じる。
  - (4) 治山林道必携による工事（以下「森林土木工事」という。）においては、別表4森林土木工事の補正係数を乗じる。
  - (5) 公共建築工事積算基準による工事（以下「営繕工事」という。）においては、別表5営繕工事の補正係数を乗じる。
- 3 前項に関わらず市場単価等は、以下の区分に応じ補正する。
  - (1) 土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事における市場単価は、別紙1のとおり補正する。
  - (2) 港湾工事における市場単価は、別紙2のとおり補正する。
  - (3) 土木工事標準単価は、別紙3のとおり補正する。
  - (4) 営繕工事における市場単価は、別紙4のとおり補正する。
- 4 労務費分が明らかとなっていない単価等については、上記補正の対象としない。

#### **（工事成績評定）**

- 第7条 週休2日確保工事を実施した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位または月単位の週休2日確保工事を実施した工事については、追加で加点評価を行う。
- 2 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

#### **（留意事項）**

- 第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
  - (2) 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。
  - (3) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
  - (4) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。
  - (5) 工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

#### **（アンケート調査等）**

- 第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

#### **（その他）**

- 第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。(令和7年10月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 土木工事等

	週単位の 週休2日確保工事	月単位の 週休2日確保工事	通期の 週休2日確保工事
労務費	1.02	1.02	1.00 (補正なし)
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00 (補正なし)
現場管理費率	1.03	1.02	1.00 (補正なし)

別表2 港湾工事

	月単位の週休2日確保工事		通期の週休2日確保工事	
	(港湾請負工事積算基準)	(土木工事標準積算基準)	(港湾請負工事積算基準)	(土木工事標準積算基準)
労務費	1.02	1.02	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)
現場管理費率	1.03	1.02	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)

別表3 農業土木工事

	週単位の 週休2日確保工事	月単位の 週休2日確保工事	通期の 週休2日確保工事
労務費	1.02	1.02	1.00 (補正なし)
共通仮設費率	1.05	1.04	1.00 (補正なし)
現場管理費率	1.06	1.05	1.00 (補正なし)

別表4 森林土木工事

	週単位の 週休2日確保工事	月単位の 週休2日確保工事	通期の 週休2日確保工事
労務費	1.02	1.02	1.00 (補正なし)
共通仮設費率	1.05	1.04	1.00 (補正なし)
現場管理費率	1.06	1.05	1.00 (補正なし)

別表5 営繕工事

	週単位の 週休2日確保工事	月単位の 週休2日確保工事	通期の 週休2日確保工事
労務費	1.02	1.02	1.00 (補正なし)
現場管理費	1.01	1.00 (補正なし)	1.00 (補正なし)

別紙1 市場単価の補正（土木工事等）

補正する市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価および下水道用設計標準歩掛表VIII管路施設（市場単価）編に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	週休2日確保工事 補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

名称	区分	週休2日確保工事 補正係数	
		週単位	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

なお、通期の週休2日確保工事の補正係数は全て1.00（補正なし）とする。

別紙2 市場単価の補正（港湾工事（港湾に関わる海岸を含む））

補正する市場単価は、港湾請負工事積算基準第4章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

工種	週休2日確保工事 補正係数
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工（吊鉄筋・吊バー）	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付工	1.02
防舷材取付工	1.02
車止・縁金物取付工	1.02
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.02
電気防食工	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物塗装）	1.01
ペトロラタム被覆工	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

なお、通期の週休2日確保工事の補正係数は全て1.00（補正なし）とする。

別紙3 土木工事標準単価の補正

補正する標準単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第1章土木工事標準単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	週休2日確保工事 補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

なお、通期の週休2日確保工事の補正係数は全て1.00(補正なし)とする。

## 別紙4 市場単価等の補正（営繕工事）

市場単価等については、以下により補正する。ただし、通期の週休2日確保工事の補正率は全て1.00（補正なし）とする。

### 1 市場単価、補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。

#### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章9（2）ロの表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いる。

### 2 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

#### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

### 3 単位施工単価

ベース単価については、この単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

#### 【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正係} \\ \text{数を乗じた労務単価を用い算定した} \\ \text{ベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{シフト単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	週単位及び月単位の週休2日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	週単位及び月単位の週休2日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	週単位及び月単位の週休2日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22